

医療法人 暁美会 田中病院

# 院内感染対策指針

平成 23 年 8 月 1 日 旧版全面改定  
新型インフルエンザ対応追加  
アウトブレイク時の報告方法等の一部変更  
平成 27 年 7 月 1 日 改訂

## 1 院内感染対策に関する基本的考え方

当院は患者中心の医療を基本理念とし、安心・安全な医療を目指している。

医療機関において感染防止に留意し、感染症発生の際はその原因を速やかに特定、制圧、終息を図ることは安全な医療の提供のために重要である。院内感染防止対策を全職員が把握し、指針に則った適切な医療の提供ができるよう、本指針を策定する。

## 2 院内感染対策のための組織

院内感染対策に関する審議機関として感染対策委員会を設置する。感染対策委員会は理事長が任命する副院長、事務次長、総師長、各部署の所属長で構成される。

委員会は毎月1回開催する。緊急時は必要に応じて臨時会議を開催する。

委員会では、感染発生状況の把握・感染防止対策・感染症治療対策・指定抗菌薬使用状況・教育マニュアルの作成、改正・その他、院内感染及び院内感染症に関することなどを審議する。

ICT感染対策チームは、医師、リンクナース、薬剤師、検査技師、栄養士から構成され、院内感染対策全般に関する事項の具体的な提案、実行、評価などを行う。臨床検査部は各病棟の微生物学的検査の状況を記した「感染症数報告書」を週1回作成し報告する。

## 3 院内感染対策のための職員研修に関する基本指針

院内感染防止対策の基本的な考え方及び具体的な方策について職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。

職員研修は、就職時の新入職者オリエンテーション時に1回のほか、年2回全職員対象に開催する。

院内研修の開催結果、外部研修の参加実績を記録・保存する。

院外の研修・講習会の情報を広く告知し、参加希望者の支援を行う。

## 4 感染症発生状況の報告に関する基本指針

感染症の発生状況を把握するために、感染症発生報告を行いその結果を職員に周知させ、結果に基づいて感染制御策の改善を図る。

アウトブレイクをいち早く特定し、迅速な対応がなされるよう感染に関わる情報管理を適切に行う。

発生時はICTが中心となり発生の原因究明、改善策の立案、実施を行う。その内容については、感染対策委員会で報告する。

## 5 院内感染発生時の対応に関する基本指針

感染対策マニュアルに沿って手洗いの徹底、個人防護具の使用など感染対策に常に務める。

疾病・病態に応じて感染経路別予防策（空気・飛沫・接触感染）を追加して実施する。

報告の義務付けられている病気が特定された場合は、速やかに保健所に報告する。特定の感染症が院内集団発生した場合、保健所等と連携し対応する。

## 6 患者への情報提供と説明に関する基本指針

本指針は病院ホームページにおいて、患者又は家族が閲覧できるようにする。

疾病の説明とともに感染防止の基本についても説明して、理解を得た上で協力を求める。

## 7 その他院内感染対策推進のために必要な基本指針

感染対策マニュアルには可能な限り科学的根拠を基に制御策を採用し、経済的にも有効な対策を実施する。マニュアルは最新の知見に対応するよう定期的に改訂を行う。